

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和4年度政府開発援助（ODA）予算 －ポストコロナを見据えた開発協力の今後の展開－
著者 / 所属	牛上 直行 / 第一特別調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	442号
刊行日	2022-2-4
頁	66-81
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20220204.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

令和4年度政府開発援助（ODA）予算

— ポストコロナを見据えた開発協力の今後の展開 —

牛上 直行

(第一特別調査室)

1. はじめに
2. 令和4年度ODA予算の概要
 - (1) 政府全体
 - (2) 外務省所管ODA予算
 - (3) JICA有償資金協力部門
3. 現状と課題
 - (1) パンデミックに打ち克つためのワクチンの普及等の今後における支援の在り方
 - (2) ODAの戦略的な活用を通じた「自由で開かれたインド太平洋」の実現
 - (3) ODAにおける石炭火力発電の今後の動向
 - (4) 無償資金協力支前資金に係る改善策を踏まえた対応
4. おわりに

1. はじめに

依然として猛威を振るう新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ感染症」という。）は、令和3年11月に南アフリカにおける従来の変異株より感染力が強いオミクロン株の発見が報告されて以降、瞬く間に世界に急拡大している。コロナ感染症のパンデミックは、健康への脅威や医療崩壊にとどまらず、多くの国で感染抑制を目的とした渡航制限や外出制限等が実施されたことで、世界経済にも大きなダメージを与え、社会の不安定化を誘発させている。このようなグローバルな危機の中において、国際的な連携や協力によって医療体制等が脆弱な開発途上国に対して各種の支援を行うことは、自国における対策を実効あるものとする意味でも必要不可欠である。

こうした中、政府は、令和3年6月に開催されたCOVAXワクチン・サミット、同月のG7コーンウォール・サミット、同年7月の第9回太平洋・島サミットなどの国際会議での支援表明を通じて、世界の課題の解決に向けてODAを積極的に活用している（図表1）。

本稿では、令和4年度政府全体の一般会計ODA予算及びその大半を占める外務省所管のODA予算、また独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の有償資金協力部門を概観するとともに、我が国のODA政策の現状と課題を紹介することとしたい。

図表1 令和3年の主な国際会議での支援表明のうちODAに関するもの（抜粋）

【COVAXワクチン・サミット】（6月）

- ・今後8億ドルをCOVAXファシリティ¹（途上国向け枠組み）に追加拠出して、合計10億ドルの貢献を行うことを発表。

【G7コーンウォール・サミット】（6月）

- ・2021年から2025年までの5年間で官民合わせて6.5兆円相当の気候支援を実施し、そのうち適応分野の支援を促進していくことを表明。

【第9回太平洋・島サミット】（7月）

- ・今後3年間で、5,500人以上の人的育成・交流の協力を行っていくことを表明。
- ・ワクチン接種に必要なコールドチェーン整備のための機材の供与・技術協力のほか、太平洋島嶼国に対し、年内に合計300万回分を目処として、7月中旬以降に、COVAX等を通じてワクチンを供与することを表明。

【第76回国連総会】（9月）

- ・COVAXなどを通じ、追加して日本製ワクチンの合計6,000万回分を目処として供給すること、同時に、ワクチンを各国・地域の接種会場まで確実に届けるための「ラスト・ワン・マイル支援」も着実に進めることを表明。
- ・世界の脱炭素化に向けて、2021年から25年の5年間で、島嶼国を含む途上国に対し、官民合わせて約600億ドル相当の支援をしていくことを表明。

【アフガニスタンに関するG20首脳テレビ会議】（10月）

- ・国際機関を通じ、6,500万ドル（約71億円）規模の新規支援を含め、2021年中に総額2億ドル（約220億円）の支援を実施することを表明。

【第24回日ASEAN首脳会議】（10月）

- ・カーボンニュートラルの実現に向け、国際社会を主導するとして、「日ASEAN気候変動アクション・アジェンダ2.0」²を発表し、ASEAN各国との協力を推進していくことを表明。
- ・「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアチブ（AETI）」³を含め、エネルギー移行の

¹ ワクチンと予防接種のための世界同盟（Gaviワクチンアライアンス）、感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）、国連児童基金（UNICEF）及び世界保健機関（WHO）が主導する、時限で立ち上げられた包括的な資金調達及びワクチン供給調整メカニズムであり、購入量と市場の需要の保証を通じ規模の経済をいかして交渉し、迅速かつ手頃な価格でワクチンを供給する仕組みである。高・中所得国が自ら資金を拠出し自国用にワクチンを購入する枠組みと、ドナー（国や団体等）からの拠出金により途上国へのワクチン供給を行う枠組みで構成されている。

² 第21回日ASEAN首脳会議（平成30年11月）にて提唱された「日ASEAN気候変動アクション・アジェンダ」（以下「旧アジェンダ」という。）よりASEANとの気候変動地域協力を強化するものとして、同首脳会談で発表された。旧アジェンダの透明性・緩和・適応の3本の柱は維持した上で、新アジェンダは、日本政府全体のアクションとして、脱炭素社会への移行に向けた取組を大幅に拡充すること等が盛り込まれている。

³ 令和3年5月に経済産業省が発表したアジアの持続的な経済成長とカーボンニュートラルの同時達成に向けて、①エネルギー・トランジションのロードマップ策定支援、②アジア版トランジションファイナンスの考え方の提示・普及、③再エネ・省エネ、LNG等のプロジェクトへの100億ドルファイナンス支援、④2兆円基金の成果を活用した技術開発・実証支援、⑤脱炭素技術に関する人材育成やアジアCCUSネットワークによる知見共有、といった五つの柱に基づく包括的な支援策である。

ロードマップ策定、技術協力、人材育成等を通じ、ASEAN各国を包括的に支援することを表明。

【COP26世界リーダーズ・サミット】(11月)

- ・アジア開発銀行などと協力し、アジアなどの脱炭素化支援のための革新的な資金協力の枠組みの立ち上げなどに貢献し、新たに今後5年間で最大100億ドルの追加支援を行う用意があることを発表。
- ・防災など、気候変動に適応するための支援を倍増し、約148億ドルを支援することを表明。
- ・先端技術を活用し、国際機関と連携しながら、世界の森林保全のため、約2.4億ドルを資金支援することを表明。

【東京栄養サミット2021】(12月)

- ・今後3年間で3,000億円(約28億ドル)以上の栄養関連支援を行い、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ⁴の達成等に貢献していくことを発表。
- ・オミクロン株の発生も踏まえ、特に喫緊のワクチン需要があるアフリカに対し、国際機関などと調整の上、1,000万回分を目処としたワクチン供与を行う旨を発表。

(出所) 外務省資料より作成

2. 令和4年度ODA予算の概要

(1) 政府全体

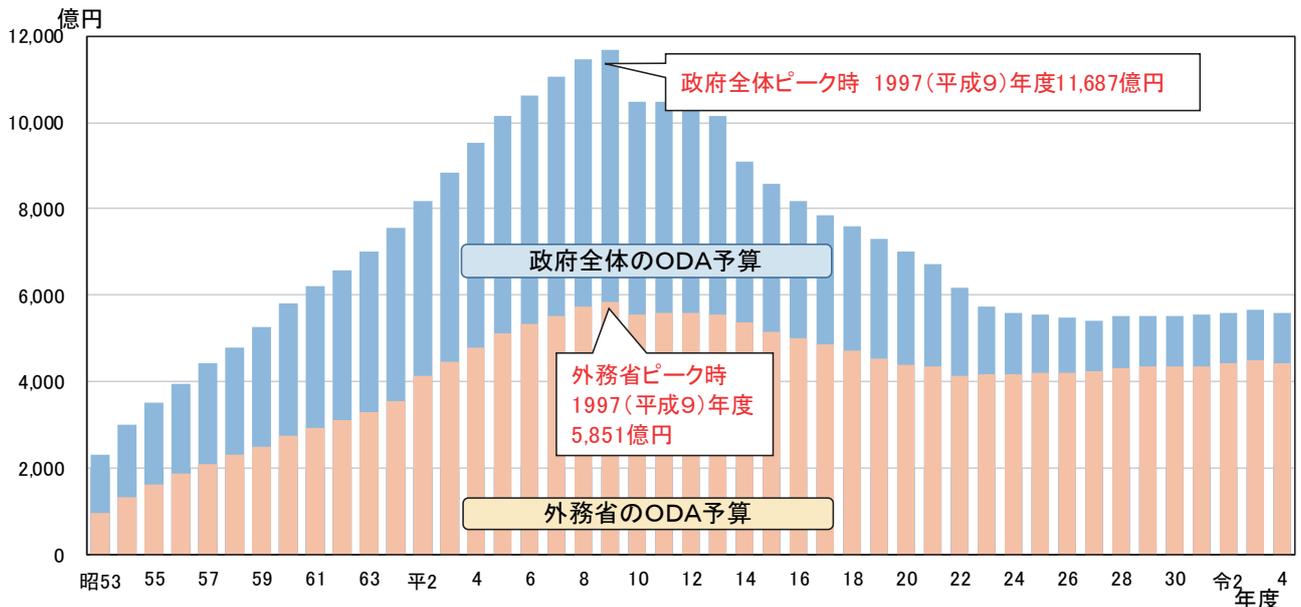
政府全体の一般会計ODA予算の総額は5,612億円(対前年度比12億円(0.2%)増⁵)となった。政府全体のうち、外務省所管分が約8割を占めている(図表2)。

また、令和4年度ODA事業量(グロス)(一般会計ODA予算(当初+前年度補正)、円借款、国際機関向け抛出国債等発行額の合計)は、途上国へのワクチン支援(COVAXファシリティへの抛出)等により、令和3年度に次ぎ過去二番目に高い水準となる、2兆4,481億円(同2,379億円(8.9%)減)となった。

⁴ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)とは、「全ての人が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられる」ことを意味し、全ての人が経済的な困難を伴うことなく保健医療サービスを楽しむことを目指すものである(JICAウェブサイト「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」<<https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/UHC.html>>(以下、URLの最終アクセス日は全て令和4年1月24日)参照)。

⁵ 令和4年度予算からはODA予算の一部として計上される行政経費(一部の在外公館のODAに係る職員給与や庁舎経費等)の算出方法について変更が行われており、この変更を反映した場合、令和3年度の政府全体の一般会計ODA予算の総額は5,680億円から約80億円減の5,599億円となる。財務省ウェブサイト「令和4年度内閣、デジタル、復興、外務・経済協力関係予算のポイント」(令和3年12月福田主計官)<https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/05.pdf>においては、令和3年度の政府全体の一般会計ODA予算は変更を反映させた5,599億円としている。

図表2 我が国の一般会計ODA予算（当初）の推移



年度	昭53 (1978)	54	55 (1980)	56	57	58	59	60	61	62	63	平元	2 (1990)	3	4
政府全体	2,332	3,022	3,516	3,965	4,417	4,813	5,281	5,810	6,220	6,580	7,010	7,557	8,175	8,831	9,522
外務省	962	1,347	1,648	1,871	2,097	2,324	2,512	2,751	2,950	3,106	3,297	3,552	4,151	4,472	4,808
年度	5	6	7	8	9	10	11	12 (2000)	13	14	15	16	17	18	19
政府全体	10,144	10,634	11,061	11,452	11,687	10,473	10,489	10,466	10,152	9,106	8,578	8,169	7,862	7,597	7,293
外務省	5,116	5,342	5,537	5,731	5,851	5,568	5,582	5,602	5,565	5,389	5,165	5,001	4,881	4,733	4,544
年度	20	21	22 (2010)	23	24	25	26	27	28	29	30	令元	2 (2020)	3	4
政府全体	7,002	6,722	6,187	5,727	5,612	5,573	5,502	5,422	5,519	5,527	5,538	5,566	5,610	5,680	5,612
外務省	4,407	4,363	4,134	4,170	4,180	4,212	4,230	4,238	4,342	4,343	4,344	4,376	4,429	4,498	4,428

(注1) 令和3年度の数値については、ODAの行政経費の算出方法における令和4年度からの変更を反映させない場合の数値である。

(注2) 単位未満の四捨五入の関係上、図表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

(出所) 外務省資料より作成

(2) 外務省所管ODA予算

令和4年度外務省一般会計ODA予算は、対前年度比70億円（1.6%）減の4,428億円が計上された⁶。しかしながら、ODAの算出方法が変更された行政経費を除く、無償資金協力、技術協力、国際機関への分担金・拠出金から成るODA事業予算ベースで見ると、3,772億円、対前年度4億円増であり、ODAにおける二国間援助や国際機関を通じた援助の事業自体の予算は、実質的には増額されているとの見方もできる（図表3、4）。

外務省は、令和4年度予算の柱として、「柱1 コロナに打ち克ち、感染症対策を主導する」（ODA予算額408億円）、「柱2 人間の安全保障を推進し、地球規模課題でリーダーシップを発揮する」（同2,082億円）、「柱3 同盟国・同志国等と連携し、国際社会におけ

⁶ ここでの令和3年度の数値については、ODAの行政経費の算出方法における令和4年度からの変更を反映させない場合の数値である4,498億円としている。

る普遍的価値を守り抜く」(同965億円)、「柱4 あらゆる外交ツールを用い、我が国への理解と信頼を強固にする(同324億円)」、「柱5 デジタル化を進め、外交・領事実施体制を一層強化する」(同202億円)を掲げている(図表5)。

形態別で見ると、無償資金協力については、1,633億円(対前年度1億円(0.1%)増)であり、開発途上国におけるワクチンを接種現場まで届けるため各国国内でのワクチン接種体制を構築する「ラスト・ワン・マイル支援」や遠隔診療の海外展開、脱炭素化支援等に対応することとしている。

技術協力(JICA運営費交付金等)は1,518億円(同1億円(0.1%)増)であり、遠隔協力の更なる推進による事業費の削減などの既定経費の見直しを行う一方で、感染症対策、気候変動対策、途上国のSDGs達成支援などに係る技術協力プロジェクトの推進、ポストコロナを見据えた途上国からの研修員の受入拠点機能の強化等に対応することとしている。

国際機関への分担金・拠出金は621億円(同2億円(0.3%)増)となっている。そのうち、分担金・義務的拠出金は298億円(同0億円(0.0%)減)、任意拠出金は323億円(同2億円(0.6%)増)であり、分担金・拠出金のうち国際連合(UN)分担金(121億円)、国際連合平和維持活動(PKO)分担金(61億円)で、総額の約6割を占めている。任意拠出金については、グローバル・ファンド拠出金(74億円)、国際連合開発計画(UNDP)⁷拠出金(コア・ファンド)(70億円)で総額の約4割を占めている(図表6)。

図表3 令和4年度外務省一般会計ODA予算(当初)

	(単位:億円)			
	4年度	3年度	増減額	増減率
無償資金協力	1,633	1,632	1	0.1%
技術協力(JICA運営費交付金等)	1,518	1,517	1	0.1%
国際機関への分担金・拠出金	621	620	2	0.3%
分担金・義務的拠出金	298	298	▲0	▲0.0%
任意拠出金	323	321	2	0.6%
援助活動支援等	656	730	▲74	▲10.1%
		(650)	(7)	(1.0%)
合計	4,428	4,498	▲70	▲1.6%
		(4,418)	(10)	(0.2%)

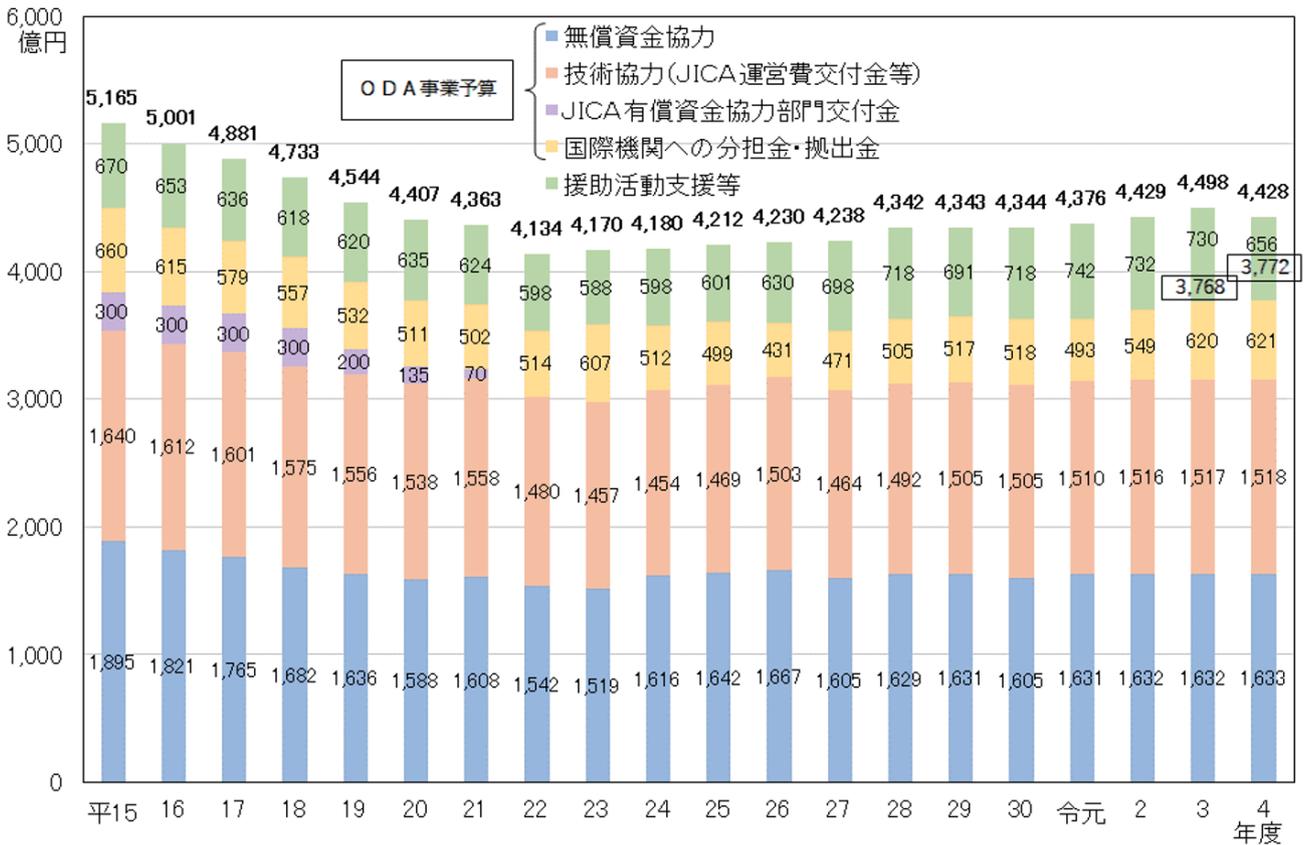
(注1) ()は、ODAの行政経費の算出方法における令和4年度からの変更を反映させた場合の数値である。

(注2) 単位未満の四捨五入の関係上、図表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

(出所) 外務省資料より作成

⁷ United Nations Development Programme(国連開発計画)の略称であり、1966年に設立された開発分野の各国連機関の活動を主導・調整している中核的な機関である。貧困の撲滅、不平等と排除の大幅是正を目標として、持続的な開発プロセス、包摂的で効果的な民主的ガバナンス、強靱な社会の構築を重点分野として活動し、SDGs達成、防災、TICADプロセスを通じたアフリカ開発、ジェンダー平等、人間の安全保障の推進等の地球規模課題の解決に向けた取組を牽引している。

図表4 外務省一般会計ODA予算（当初）の推移



(注1) JICA有償資金協力部門交付金は平成22年度以降計上されていない。
 (注2) 令和3年度の数值については、ODAの行政経費の算出方法における令和4年度からの変更を反映させない場合の数值である。
 (注3) 単位未満の四捨五入の関係上、図表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
 (出所) 外務省資料より作成

図表5 令和4年度外務省一般会計ODA予算における主な項目

<p>柱1 コロナに打ち克ち、感染症対策を主導する【408億円】〔無200.4、技95.0、分拠112.5〕</p> <p>(1) コロナ感染症収束への貢献【84億円：無30.3、技53.2、分拠0.5】</p> <p>①コロナ感染症の国際的収束に向けた支援</p> <p>②コロナが収束しつつある国・地域の経済再活性化のための支援</p> <p><新規・主要案件></p> <ul style="list-style-type: none"> 途上国（低中所得国）への治療薬・診断薬の開発／供給／公平なアクセスの確保（Unitaid⁸拠出金）【0.5億円】 開発途上国におけるワクチン等医薬品の治験や生産基盤の整備支援（国産ワクチン等の開発・実用化及び海外展開の促進支援）【無・技の内数】 日本製品を使用したコールドチェーンの整備を始めとする「ラスト・ワン・マイル支援」、ワクチン接種によって生じる医療用廃棄物の処理支援【無・技の内数】
--

⁸ International Drug Purchase Facility（国際医薬品購入ファシリティ）の略称であり、2006年に設立された世界保健機関（WHO）の関連機関である。三大感染症及び顧みられない熱帯病（NTDs）等を制圧するために、低・中所得国において高品質かつ安価な医薬品の供給の向上に資する事業を行っている。2010年には製薬会社が特許を任意で使用許諾し、後発品メーカーに対し無償又は廉価で特許を使用許諾することで、低中所得国での安価かつ大量な製造・販売を促進する枠組みである医薬品特許プール（MPP）を創設するとともに、コロナ感染症の世界的拡大後は、新型コロナワクチン・治療・診断への公平なアクセスを加速化させるための国際的枠組みである「ACTアクセラレータ」において治療部門の取組を担っている。

- ・我が国とアフリカ・アジアの感染症研究拠点のネットワーク構築及び変異株検査体制の強化支援【無・技の内数】
- ・開発途上国におけるワクチン接種証明発行に向けた支援、人・モノの往来の再活性化のための国境管理能力強化、税関管理能力強化【無・技の内数】

(2) 国際社会における多様な感染症対策の強化【324億円】〔無170.1、技41.8、分拠112.0〕

- ①新たな感染症の脅威に備える保健システム強化を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成支援

<新規・主要案件>

- ・非コロナの予防接種対策（G a v i 拠出金）【11億円】
- ・感染症の予防・診断・治療の拡充及び保健システム強化支援（グローバル・ファンド⁹拠出金）【74億円】
- ・DXを活用した途上国における医療機関体制強化（遠隔診療の海外展開）【無・技の内数】
- ・日本のノウハウを活用した医療機関における院内感染対策、機材保守管理支援【無・技の内数】
- ・地方中核病院の整備、巡回医療強化、病院へのアクセス道路整備【無・技の内数】
- ・開発許可や建築基準案等の都市計画に係る部分の策定支援、開発途上国における感染症研究所の整備支援や感染症検査ネットワークの構築支援【無・技の内数】

柱2 人間の安全保障を推進し、地球規模課題でリーダーシップを発揮する【2,082億円】〔無757.0、技1,070.0、分拠239.4〕

(1) 気候変動を含む地球環境問題への対応【371億円】〔無96.4、技225.6、分拠47.9〕

- ①開発途上国への「脱炭素化支援」等を通じた地球規模課題への対応強化
②国際会議・国際機関を通じた環境・開発分野での積極的な発信

<新規・主要案件>

- ・開発途上国におけるエネルギー・トランジションの戦略策定支援、脱炭素へ向けたマスタープラン策定支援【無・技の内数】
- ・気候変動対策に資する気象観測システムの整備、防災・強じんなインフラ等の気候変動による影響を抑制・回避する（適応）ための支援【無・技の内数】
- ・開発途上国の開発課題と連動した気候変動対策（本邦電力会社・企業の知見等を活用した電力系統運用能力向上、再生可能エネルギーの導入支援（地熱試掘を含む）、産業部門に対する省エネルギー技術の導入支援）【無・技の内数】

(2) SDGsの達成に向けた取組の強化【1,712億円】〔無660.6、技844.4、分拠191.5〕

- ①「質の高い成長」に向けた戦略的・効果的な開発協力
②国際社会との連携強化

<新規・主要案件>

- ・情報インフラを取り扱う人材の育成、サイバーセキュリティ能力構築支援、太平洋島嶼国等の情報通信基盤整備【無・技の内数】
- ・「新しい日常」に向けたデジタルを活用した医療、教育、交通等の支援、日本企業の製品・技術等の活用【無・技の内数】
- ・コロナを受けた新しい産業形態への移行のための職業訓練・雇用対策【無・技の内数】
- ・TICADの開催を通じたアフリカ諸国との関係強化【4.0億円】（新規）
- ・アフリカにおける産業振興【無・技の内数】

柱3 同盟国・同志国等と連携し、国際社会における普遍的価値を守り抜く【965億円】〔無619.3、技261.8、分拠70.5〕

(1) ODAの戦略的活用も通じた「自由で開かれたインド太平洋」の実現【909億円】〔無619.3、

⁹ 「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」の略称であり、2000年G 8九州沖縄サミットを契機に、2002年に設立された官民連携パートナーシップである。低・中所得国における三大感染症（H I V/エイズ・結核・マラリア）による感染及び死亡の削減に向けた感染症対策事業や、三大感染症対策を効果的に実施するための強靱かつ持続可能な保健システムを構築するための事業に対する資金協力を行う。コロナ感染症の世界的拡大後は途上国におけるコロナ感染症の診断・治療や個人防護具の供給に対する支援も実施している。

技261.8、分拠16.5]

- ①同盟国・同志国等との連携
 - ②「自由で開かれたインド太平洋」の実現に不可欠なツールとしてのODAの戦略的活用
- ＜新規・主要案件＞
- ・2023年日ASEAN友好協力50周年に向けた準備【0.4億円】（新規）
 - ・連結性強化のための港湾・道路開発・航空等の技術の普及促進【無・技の内数】
 - ・海上法執行、救難・救助、環境保全等の分野での技術協力、巡視艇等のインフラ整備【無・技の内数】
 - ・開発途上国における法・司法制度の整備・運用に係る技術協力【無・技の内数】
- (2) 複雑さを増す安全保障・経済環境への対処【25億円】〔分拠23.9〕
- ①近隣諸国・地域との積極的外交・協力強化
 - ②経済安全保障の推進
- (3) 国際社会における「法の支配」に基づく秩序の維持・拡大【31億円】〔分拠30.2〕
- ①国際経済紛争を含む国際裁判への総合的な対応能力の向上
 - ②国際的なルール作りへの積極的な参画
 - ③我が国らしい人権外交の推進
- ＜新規・主要案件＞
- ・ジェンダーに基づく暴力の撤廃等への貢献（UN Women¹⁰への拠出金）【4.9億円】

柱4 あらゆる外交ツールを用い、我が国への理解と信頼を強固にする【324億円】〔無56.3、技75.3、分拠76.5〕

- (1) 戦略的対外発信の強化【278億円】〔無56.3、技73.1、分拠32.2〕
- ①デジタル広報を含む政策広報の強化
 - ②インバウンド再開に向けた我が国・地方の魅力の積極的発信
 - ③人的交流・文化交流の再活性化を通じた親日派・知日派育成
- ＜新規・主要案件＞
- ・国際交流基金¹¹への交付金【68億円】
- (2) 国際機関の戦略的活用【46億円】〔無0.0、技2.2、分拠44.3〕
- ①国際機関における邦人職員増強
 - ②国際機関選挙への取組を通じたグローバル・ガバナンスへの参画
- ＜新規・主要案件＞
- ・国際機関職員派遣信託基金拠出金¹²（JPO）の活用を通じた国際機関への邦人職員の派遣【25億円】
 - ・平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業【0.8億円】

柱5 デジタル化を進め、外交・領事実施体制を一層強化する【202億円】〔無0.0、技15.4、分

¹⁰ 2011年1月に設立された女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成を目的とする唯一の国連機関である。優先的活動分野は、①女性のリーダーシップと政治参画、②女性の経済的エンパワーメント、③女性と女兒に対する暴力の根絶、④ガバナンス・国家計画と女性、⑤SDGsと女性等が挙げられる。外務省ウェブサイト「令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート」〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100227892.pdf>〉参照。

¹¹ 国際文化交流を専門的に実施する日本で唯一の公的機関であり、外務省所管の独立行政法人である。日本に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進することによって、日本の調和ある対外関係を発展させるために、世界全地域を対象に広汎な文化交流事業を行っている。

¹² 本拠出金は、個別に日本とJPO（ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー）派遣制度に係る取決めを交わしている国際機関（国連関係機関を主とする40以上の機関）に拠出され、JPO派遣制度により国際機関に派遣されたJPOの必要経費（給与、手当等）に充てられる。JPO派遣制度とは、各国政府の費用負担を条件に国際機関が当該国の若手人材を受け入れる制度であり、日本においても外務省を含む複数の省庁が派遣を実施している。国際社会における日本の貢献の一つとして、政府においては2025年までに国連関係機関に勤務する日本人職員を現在の約900人強から1,000人とする目標を掲げており、そうした中、国際機関において正規ポストを獲得するための最も有力な手段の一つとして、JPO派遣制度が実施されている。

拠0.0]

(1) 機動的な外交実施体制の強化【202億円】〔技15.4〕

- ①外交実施体制強化のためのデジタル化の集中的推進
- ②いかなる状況下でも機動的に外交を進めるための体制強化
- ③在外公館を含む機構、定員の増強

<新規・主要案件>

- ・在外公館の機能強化（在外公館施設の修繕、質の高い公邸料理人¹³の確保等）【28億円】

（注1）【 】は、行政経費等を含めたODA予算の数値である。

（注2）〔 〕は、ODA事業予算の内訳であり、無償資金協力は「無」、JICA運営交付金等（技術協力）は「技」、国際機関への分担金・拠出金は「分拠」と略しており、単位は億円である。

（注3）単位未満の四捨五入の関係上、図表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

（出所）外務省資料より作成

図表6 令和4年度外務省所管分のODA予算に係る主な分担金・義務的拠出金

○主な分担金・義務的拠出金（上位5件）

- ・国際連合（UN）分担金 121億円（▲1億円 ▲0.8%）
- ・国際連合平和維持活動（PKO）分担金 61億円（▲4億円 ▲6.0%）
- ・国際オゾン層保護基金拠出金 26億円（増減なし）
- ・国際連合食糧農業機関（FAO）分担金 23億円（+1億円 +2.5%）
- ・国連教育科学文化機関（UNESCO）分担金 18億円（▲0.3億円 ▲1.6%）

○主な任意拠出金（上位5件）

- ・グローバル・ファンド拠出金 74億円（▲6億円 ▲7.7%）
- ・国際連合開発計画（UNDP）拠出金（コア・ファンド） 70億円（+1億円 +2.0%）
- ・国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）拠出金 35億円（▲1億円 ▲1.8%）
- ・国際機関職員派遣信託基金（JPO）拠出金 25億円（+2億円 +8.6%）
- ・国際連合児童基金（UNICEF）拠出金 21億円（+0.4億円 +2.0%）

（注）（ ）は対前年度増減額及び増減率である。

（出所）外務省資料より作成

なお、令和3年度外務省所管補正予算においては、感染症有事対応の抜本的強化等、「新しい資本主義」の起動、国民の安心・安全の確保等を柱として、令和2年度第3次外務省所管補正予算の1,096億円を上回る1,328億円がODA予算として計上されている（図表7）。その多くが国際機関への分担金・拠出金（1,321億円）であり、その半分以上をGaviワクチン・サミット¹⁴拠出金（701億円）が占めている。本拠出金は、令和3年6月のCOVAXワクチン・サミットにおいて、日本が8億ドルの追加拠出を含めた10億ドルの貢献を行うこと発表したことに伴い、追加分の8億ドルのうち外務省負担分6.5億ドル分（残り1.5億ドル分は厚生労働省負担分）が手当てされたものである。

¹³ 公邸会食等を通じた人脈構築・情報収集は外交活動の生命線であり、日本の食文化の発信のための重要な機会でもあると外務省は認識しており、このような会食業務を支えている公邸料理人業務については、在外公館の一般経費として計上され、外交の足腰経費として運用されている。在外公館の一般経費については、従来より援助活動支援等としてODA経費が一定の割合で編入されていることから、公邸料理人業務においても一部ODA予算が含まれている。

¹⁴ Gaviアライアンス（ワクチンと予防接種のための世界同盟）は、低所得国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として、ドナー国政府、ゲイツ財団、世界保健機関（WHO）、国際連合児童基金（UNICEF）、製薬業界等により、2000年に発足した官民パートナーシップである。現在、新型コロナワクチンへの公平なアクセスを確保するための国際的な枠組みであるCOVAXファシリティ（脚注1参照）の事務局機能を担っている。

図表7 令和3年度外務省所管補正予算におけるODAに関する主な項目

<p>1. 経済対策【970億円】〔無2.9、分拠965.8〕</p> <p>(1) 感染症有事対応の抜本的強化【905億円】〔無2.9、分拠902.5〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・COVAXファシリティを通じた途上国へのコロナワクチン普及支援【701億円】〔全て分拠〕 ・グローバル・ファンドを通じた途上国への感染症対策支援【120億円】〔全て分拠〕 ・GHIT¹⁵及びUNDPへの拠出を通じた医薬品の研究開発及び供給支援【1億円】〔全て分拠〕 ・中東・北アフリカ地域におけるコロナ感染拡大防止対策等【12億円】〔無1.7、分拠10.7〕 ・サブサハラ・アフリカ地域におけるコロナ感染拡大防止対策等【36億円】〔無1.2、分拠34.3〕 ・アジア・大洋州地域におけるコロナ対策及び社会経済活動再開等のための緊急支援【35億円】〔全て分拠〕 <p>(2) 「新しい資本主義」の起動【61億円】〔全て分拠〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関等を通じた途上国への脱炭素化・気候変動適応策支援【54億円】 ・日本企業進出先国等における責任ある企業行動の促進【7億円】 <p>(3) 国民の安全・安心の確保【4億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館における邦人保護体制強化のための緊急対策【4億円】 <p>2. 追加財政需要【358億円】〔全て分拠〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際連合分担金【3億円】 ・国際連合平和維持活動分担金【13億円】 ・中東・北アフリカの社会安定化及び人道危機に対する支援【78億円】 ・サブサハラ・アフリカ地域の緊急支援ニーズへの対応【131億円】 ・アフガニスタン及び周辺国に対する安定化支援【118億円】 ・ミャンマーの緊急人道支援ニーズへの対応【16億円】

(注1) 【 】は、行政経費等を含めたODA予算の数値である。

(注2) []は、ODA事業予算の内訳であり、無償資金協力は「無」、国際機関への分担金・拠出金は「分拠」と略しており、単位は億円である。

(注3) 単位未満の四捨五入の関係上、図表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

(出所) 外務省資料より作成

(3) JICA有償資金協力部門

JICAは日本のODA実施機関として、「無償資金協力(外交政策の遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除く)」、「技術協力」、「有償資金協力」の実施を一元的に担っている。独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。)第17条においては、有償資金協力業務と有償資金協力業務以外の業務については、経理を区分しそれぞれ勘定を設けて整理しなければならない旨規定されており、有償資金協力業務については有償資金勘定、それ以外の業務(無償資金協力業務、技術協力等)については一般勘定¹⁶において計上されている。また、同法第43条において、管理業務の中の有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項は外務大臣及び財務大臣とされているほかは、全ての業務は外務大臣を主務大臣とする旨が規定されている。JICAへの有償資金協力

¹⁵ Global Health Innovative Technology Fund(公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金)の略称であり、マラリア、結核、顧みられない熱帯病のための、治療薬、ワクチン、診断薬の開発の推進を目的として、2012年に設立された日本発の国際的な官民ファンドである。GHITは、日本政府やゲイツ財団、ウェルカム財団、民間企業等の拠出によって、開発途上国向け医薬品開発におけるグローバルな連携の推進、医薬品開発のグローバルな連携への投資、日本のグローバルヘルス分野での国際貢献の推進と強化の取組を行っている。

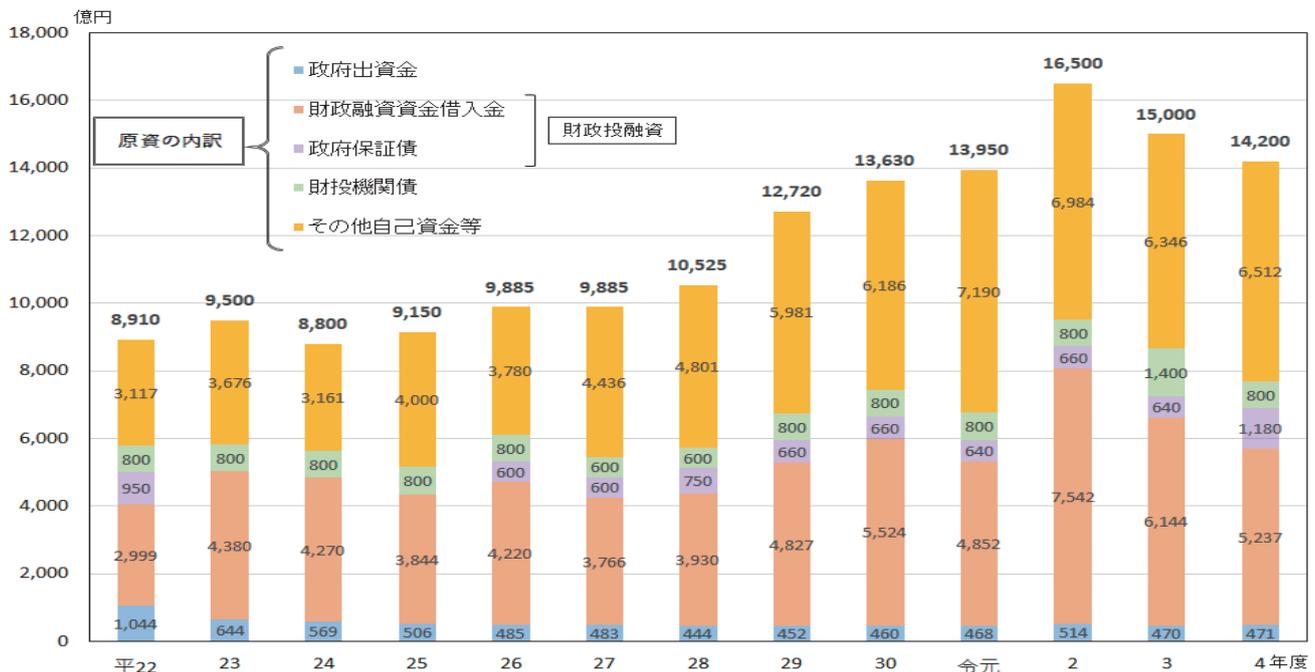
¹⁶ 一般勘定においては、外務省所管の無償資金協力の一部、技術協力としてJICA運営費交付金等が予算措置されている。

勘定には、財務省の一般会計予算からの出資金が手当てされており、これは有償資金協力部門の中長期的な財務の健全性を維持し、開発途上国のニーズにこたえる有償資金協力業務を持続的にするためのものとされている。

令和4年度におけるJICAの有償資金協力の業務運営については、「(1) 新興国・途上国における「質の高い成長」支援」、「(2) 持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)に向けたグローバルな課題への対応」に重点を置くこととしている。

令和4年度JICAの有償資金協力における事業規模予算は、1兆4,200億円(対前年度800億円(5.3%)減)で、その原資の内訳は、財務省の一般会計予算からの出資金471億円(同1億円(0.1%)増)、財政投融资6,417億円(同367億円(5.4%)減)(そのうち、財政融資資金借入金は5,237億円(同907億円(14.8%)減)、政府保証外債は1,180億円(同540億円(84.4%)減)であり、財投機関債800億円(同600億円(42.9%)減)、その他自己資金等6,512億円(同166億円(2.6%)増)となっている(図表8)。財政投融资のうち、財政融資資金借入金の減少は、事業規模減による要調達額の低下及びその他原資の増減を勘案したものであり、政府保証外債の増加は米ドル建融資の旺盛な需要を見込んだものである。財投機関債の減少は、新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款等を踏まえ令和3年度に増額されていたところ、令和4年度は例年の水準に戻したものである。

図表8 JICA有償資金協力の事業規模及び原資の内訳(当初予算)の推移



(注) 単位未満の四捨五入の関係上、図表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

(出所) JICA資料より作成

なお、新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款とは、令和2年4月、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、新型コロナ感染拡大の影響を受ける途上国に対して資金支援を機動的に行うため、最大5,000億円の規模で創設され、令和3年1月に

7,000億円に拡充されたものである。日本と地理的・経済的接点が多いアジア・大平洋州を中心とする途上国に対して、保健システムの強化や経済の維持・活性化に要する資金を機動的に供給するものであり、令和3年12月末までに14か国に対して3,495億円が支援されている。

3. 現状と課題

(1) パンデミックに打ち克つためのワクチンの普及等の今後における支援の在り方

コロナ感染症の感染拡大を抑え、経済・社会活動を再開していくための切り札として、ワクチン接種の普及が必要不可欠である。こうした中、先進国では3回目のワクチン接種が一部開始されているのに対し、途上国ではワクチン接種率が低く、ワクチン普及、公平なアクセスが喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、我が国は、令和3年6月のCOVAXワクチン・サミットにおいては、既に拠出済みであるCOVAXファシリティ「途上国向け枠組み（AMC）」への2億ドルに更に8億ドルを追加し計10億ドル拠出することを表明し、この追加拠出分は令和3年度補正予算にて予算措置された。これにより、令和3年末までに18億回分、途上国の人口30%分のワクチンを確保するために必要とされる資金調達目標（83億ドル）を大きく超える合計約96億ドルの資金確保に貢献した。ワクチンの現物供与についても、令和4年1月13日現在、直接供与（7か国・地域：2,292万回分）やCOVAXファシリティを通じて（16か国：1,545万回分）これまでに合計約3,800万回分を供与している。また、多国間の枠組みを補完し、ワクチンを接種現場まで届けるため各国国内でのワクチン接種体制を構築する「ラスト・ワン・マイル支援」として、総額137億円、59か国・地域において、保冷設備や運搬用車両等の機材供与等を通じてコールド・チェーン（低温物流）の整備を行っている¹⁷。

コロナ感染症ワクチンを含む全てのワクチンはグローバルな公共財であるとの認識の下、特に途上国へのワクチンの調達・供給をより円滑に実施するためには、COVAXの機能強化、一人一人に届ける輸送網や資機材の整備が不可欠であるが、アフリカにおいては、コロナ感染症ワクチンの廃棄が相次ぎその規模は140万回分に達する見通しとの報道もある¹⁸。今後は、これらの取組の強化と併せて、ポストコロナを見越して、安全性、有効性、品質が保証されたワクチンを、世界全体に公平、迅速に行き渡らせる重要性を踏まえ、途上国における感染症に対する強靱な体制整備のため、ワクチンの安全性・有効性を審査する規制・組織の強化、ワクチン接種等の予防接種を適切に実施できる体制を整備・強化する支援が一層重要になると思われる。

(2) ODAの戦略的な活用を通じた「自由で開かれたインド太平洋」の実現

政府においては、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、ODAを戦略的に活用することとしている。

¹⁷ 外務省ウェブサイト「日本によるワクチン関連支援」（令和4年1月）〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100221711.pdf>〉参照。

¹⁸ 『日本経済新聞』（令4.1.13）

こうした中、ASEAN諸国においては、令和元年6月、ASEAN主導でインド太平洋協力を推進することとする「インド太平洋に関するASEANアウトルック（A O I P）」を採択しており、重点協力分野として、海洋協力、連結性の強化、持続可能な開発目標（SDG s）、経済協力が掲げられている。我が国は、「自由で開かれたインド太平洋」と多くの本質的な原則を共有するとして、A O I Pの実現を全面的に支援する立場をとっており、令和3年10月の日ASEAN首脳会議では、ポストコロナも見据え、SDG sの達成にも資する気候変動、クリーンエネルギー、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを始めとした保健、防災に加え、デジタルトランスフォーメーション、質の高いインフラ投資、サプライチェーン強靱化といった幅広い分野で、さらに協力を強化していく意向を表明した¹⁹。

また、令和3年7月の第9回太平洋島サミットでは、「第9回太平洋・島サミット首脳宣言」が採択され、我が国の関係省庁が島嶼国の課題に対するオールジャパンでの取組である「太平洋のキズナ政策」の下、①新型コロナへの対応と回復、②法の支配に基づく持続可能な海洋、③気候変動・防災、④持続可能で強靱な経済発展の基盤強化、⑤人的交流・人材育成の五つの重点分野で太平洋島嶼国と共に進めていく今後3年間の具体的取組について「太平洋のキズナの強化と相互繁栄のための共同行動計画」が取りまとめられた。その中で、今後3年間で様々なレベルや分野で5,500人以上の積極的な人的交流・人材育成を実施していくとしている²⁰。

ASEAN地域及び太平洋島嶼地域は、我が国にとって、エネルギーや水産資源の確保に欠かせない重要な海域に面している。これらの地域の国々においては、中国の海洋進出や経済的な影響力の増大が見受けられるものの、我が国は、それぞれの国の事情を把握しニーズを見極め寄り添いながら、経済的自立及び持続可能な成長につながる様々な開発協力を着実に実施していくことにより、「自由で開かれたインド太平洋」の実現はもとより、友好関係の強化・発展、さらには国際場裡における日本の外交プレゼンスの向上につなげていくことが重要と思われる。

（3）ODAにおける石炭火力発電の今後の動向

気候変動問題は、国境を越えて取り組むべきグローバルな課題であり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致した取組の強化が求められている。令和3年11月に行われた国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（C O P 26）の決定文書では、全ての国に対して、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の逡減及び非効率な化石燃料補助金からのフェーズ・アウトを含む取組を加速すること、先進国に対して、2025年までに途上国の適応支援のための資金を2019年比で最低2倍にすることを求める内容が盛り込

¹⁹ 外務省ウェブサイト「第24回日ASEAN首脳会議」〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ASEAN/page3_003142.html〉参照。

²⁰ 同サミットは、日本、島嶼14か国（ツバル、クック諸島、フィジー、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、ナウル、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ）、豪州、ニュージーランドに加え、ニューカレドニア及び仏領ポリネシアの2地域を含む19か国・地域の首脳等が参加した。外務省ウェブサイト「第9回太平洋・島サミット（PALM9）（結果概要）」〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/page3_003070.html〉参照。

まれた²¹。

COP26においては、石炭火力発電について議論の末、当初の合意案の「段階的に廃止」から最終的に「段階的削減」との表現で合意されたが、石炭火力発電の廃止を求める世界的な潮流が強くなっている。COP26より前に開催された2021年6月のG7コーンウォール・サミットにおける首脳コミュニケにおいては、政府開発援助、輸出金融、投資、金融・貿易促進支援等を通じた、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を2021年末までに終了することが合意されている²²。

我が国における石炭火力の輸出においては、「インフラシステム海外展開戦略2025（令和3年6月改訂版）」²³において、「再生可能エネルギーのコスト低下にけん引されたエネルギー転換など、エネルギー情勢が急速かつ大きく変化している中で、安価かつ安定的に調達できるエネルギー源が石炭に限られる国もあり、途上国などでは石炭火力を選択してきたという現実がある。石炭火力への資金を絞るダイベストメントのような方策もあるが、当該諸国の国民生活向上や経済発展にとって不可欠な電力アクセス向上・電力不足解消の選択肢を狭めることなく、世界全体の脱炭素化に向け現実的かつ着実な道を辿ろうとするのであれば、むしろ、こうした国々のエネルギー政策や気候変動政策に深くエンゲージし、長期的な視点を持ちつつ実現可能なプランを提案しながら、相手国の行動変容やコミットメントを促すことが不可欠であると考えられる。」としつつ、「G7コーンウォール・サミットにおける首脳コミュニケに基づき、政府開発援助、輸出金融、投資、金融・貿易促進支援等を通じた、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を2021年末までに終了する。」と記載されている。

しかし、このような我が国の政府の方針の下で、実施に向けた手続を行っているJICAの石炭火力発電の案件（G7コーンウォール・サミットでの合意前のもの）に対する批判があがっている²⁴ほか、日米豪の環境団体がJICA発行の債券をめぐり石炭火力発電への融資を問題視して米国証券取引委員会に対して調査するよう依頼する申立書を提出している²⁵。

JICAによる調達資金は、有償資金協力業務に充当されるもので、それ以外の業務に使われることはなく、令和3年度からは、調達資金の資金充当から石炭発電事業を除外している。しかしながら、同じ事業主体が排出削減対策が講じられた石炭火力発電事業を実施することについて、石炭等の化石燃料を手がける企業から投資資金を引き揚げる世界的な動きも見られる中²⁶、市場ではどのような評価がなされるのか、その動向が注目される。

²¹ 外務省ウェブサイト「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）、京都議定書第16回締約国会合（CMP16）、パリ協定第3回締約国会合（CMA3）等」〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page24_001540.html〉参照。

²² 外務省ウェブサイト「G7コーンウォール・サミット（概要）」〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page1_000989.html〉参照。

²³ 令和3年6月17日経協インフラ戦略会議決定〈<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/pdf/infra2025.pdf>〉参照。

²⁴ 例えば、非特定営利法人気候ネットワークウェブサイト〈<https://www.kikonet.org/wp/wp-content/uploads/2021/07/JICA-joint-statement-20210716-jp.pdf>〉参照。

²⁵ 『日本経済新聞』夕刊（令3.11.24）

²⁶ 『日本経済新聞』（令4.1.5）

さらには、世界各国でグリーンリカバリーや脱炭素施策が求められ、国際社会で石炭火力発電に対する反対が急速に広まっていることを踏まえ、今後のODAにおける石炭火力発電支援の在り方が議論となろう。

(4) 無償資金協力支払前資金に係る改善策を踏まえた対応

令和3年10月20日の財務省財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会（以下「財政審」という。）において、JICAが管理するODAの無償資金協力支払前資金²⁷について、その総額が、令和2年度末時点で約1,960億円に達しており、交付方法や交付後資金の管理の在り方、一定期間経過後の国庫返納の実施などの適正化について検討すべきとの指摘があった²⁸（図表9）。

図表9 JICAが管理するODAの無償資金協力支払前資金の内訳
（令和2年度末時点）

案件の状況	案件数	総額
当初想定された事業期間内（プロジェクト自体は完了しているが最終瑕疵検査待ちの事業等のために、JICAが年度をまたいで案件ごとに管理している資金）	約200件	約1,215億円
政治的混乱・治安の悪化、新型コロナの影響等の開発途上国を現場とするがゆえの事情による事業の遅れにより、想定された期間を超えてJICAが管理している資金	約100件	約744億円
想定された事業期間を超えているが、既に完工済（瑕疵検査待ち等）	約40件	約74億円
想定された事業期間を超えており、かつ、未完工（工事継続中を含む）	約60件	約670億円
合計	約300件	約1,960億円

（出所）外務省資料より作成

これを受け外務省は、①閣議決定の翌年度末までに政府間で行われる交換公文及びJICAと非援助国政府の間で交わされる贈与契約を結ばない案件の原則中止の方向、②中断が長期化する等して、閣議決定から5年が経過し、かつ、終了の具体的な見通しが立たない案件等の原則打切りの検討、③その上で①、②について、被援助国政府と協議を行う、④JICAと先方政府の間で締結される贈与契約が定める資金供与期限を迎えた案件については、期限の延長の要否を厳格に審査して、案件の打切り及び国庫返納の可能性も含めて検討、⑤①から④の改善策は、今後新たに実施する案件のみならず、現在実施中の案件にも適用し、全ての実施中の案件について網羅的な点検を行う、⑥今後は、案件の実施前に、これらの新たな方針について被援助国政府に書面で説明を行って、理解を得る、という方針を示した²⁹。

²⁷ 外務省からJICAに交付され、JICAが先方政府に支払うまでの間、JICA法に基づき、JICAが管理することとなっている資金のことをいう。

²⁸ 『日本経済新聞』（令3.10.21）

²⁹ 外務省ウェブサイト「JICAが管理するODAの無償資金協力支払前資金にかかる改善策」（令和3年11月25日）〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009189.html〉参照。

我が国の無償資金協力は、相手国政府等からの要請に基づき実施されているものであり、案件の中止や打切りには難しい判断が迫られるものであることを踏まえて、案件形成に当たっては、事業の可否について、十分な事前調査や事業評価を行うことが改めて求められている。

また、財政審では、無償資金協力資金の滞留について指摘されているが、無償資金協力（令和4年度予算1,633億円）より予算規模が大きい有償資金協力（同1兆4,200億円）についても、その在り方も含め無償資金協力と同様に、今後徹底した検証を行う必要性を指摘したい³⁰。

4. おわりに

コロナ感染症によるパンデミックは、先進国・途上国を問わず国際社会全体を深刻な危機に陥れ、開発協力も大きな困難に陥ることとなった。

しかしながら、このようなグローバルな危機に直面する中でこそ、国際的な連携や協力により、健康・医療や社会・経済面における複合的な危機による影響にさらされている社会的脆弱層に対する支援が一層求められる。こうした社会的脆弱層が多い途上国を支援するための息の長い国際的努力がなされなければ、途上国の回復が遅れ、世界における格差が更に拡大し、ひいては世界全体の貧困削減に向けたこれまでの努力も水泡に帰すことが危惧される。

持続可能な開発目標（SDGs）推進本部³¹が令和3年12月に定めた『SDGsアクションプラン2022』³²において、「国連の『SDGs報告2021』によれば、2020年には、新型コロナウイルス感染症の拡大により世界で極度の貧困の割合がこの数十年で初めて増加し、新たに1億1,900万人～1億2,400万人が極度の貧困に追いやられることになった。また、新型コロナウイルス感染症の影響で7,000万から1億1,600万人が飢餓に陥り、教育分野では、ロックダウンなどで学校に通えない状況が生じ、この20年での前進が帳消しにされたとも言われている。」と記載されている。政府には、ポストコロナを見据え、デジタル化やグリーンエネルギー等の新潮流に十分コミットした開発協力重点方針を明確に示した上で、国際社会において主導的な立場で様々な諸課題に対応していくことが求められる。そのため、所要の予算額の確保もさることながら、効率的・効果的な事業の執行が求められており、ODAの果たす役割や成果については、より一層国内外において戦略的に情報発信を行っていくことが重要と思われる。

（うしがみ なおゆき）

³⁰ 財務省は、令和3年6月7日同省行政事業レビュー（公開プロセス）において、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門への出資について議論を行っている。財務省ウェブサイト「令和3年度財務省公開プロセス」〈https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/review/2021kopuro.html〉参照。

³¹ 国連でのSDGs採択後、関係省庁が連携し政府一体となった取組を可能にする新たな国の実施体制として、平成28年5月、内閣に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部（本部長：内閣総理大臣、構成員：全ての閣僚）を設置した。

³² 令和3年12月24日持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_Action_Plan_2022.pdf〉参照。